

平成 27 年 11 月 10 日

弊社に対する文書警告の公表

新潟交通株式会社

弊社は、平成 27 年 10 月 6 日に、北陸信越運輸局新潟運輸支局から道路運送法に基づく監査を受けました。この結果、北陸信越運輸局新潟運輸支局より、文書による警告を受けました。違反条項に関する行政処分等の内容は下記のとおりでございますが、今回の警告を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

- | | |
|-------------------|--|
| 1、警告日 | 平成 27 年 11 月 10 日 |
| 2、処分等に係る
対象営業所 | 新潟交通株式会社 新潟西部営業所
(新潟市西区寺地 123 番地 3) |
| 3、処分等の内容 | 文書による警告 |
| 4、主な違反条項 | 運転者に対する指導及び監督が一部不適切であった。
道路運送法第 27 条第 2 項
(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項) |

以 上